

富士市SDGs  
プロジェクトエッグ  
応援補助金

1

富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金について説明いたします。

## 補助対象

当該年度に認定された

F U J I 3 S プロジェクトエッグ

## 補助率・額

補助対象経費の4分の3以内

上限 75万円

2

本補助金の対象は、FUJI3Sプロジェクトエッグの認定を受けた事業になります。  
当該年度とある通り、1回限りの補助金となります。  
補助率は、対象経費の4分の3以内、上限は75万円です。

## 補助対象経費

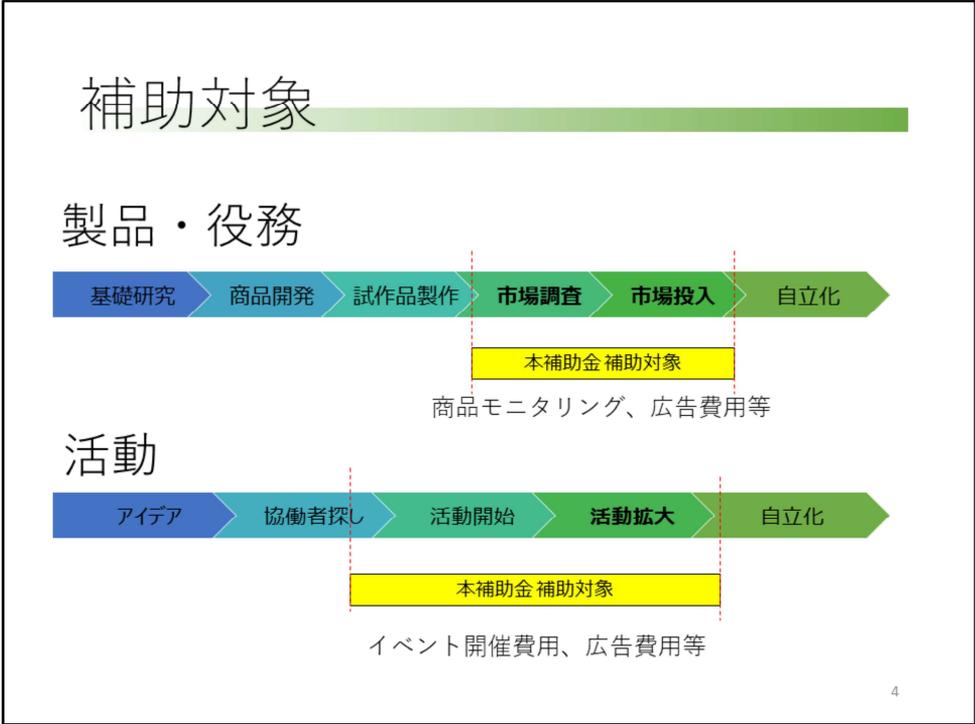
F U J I 3 S プロジェクトエッグの普及啓発等に要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 印刷製本費
- (2) 通信運搬費
- (3) 委託料
- (4) 報償費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

※消費税については、課税事業者の方は補助対象外経費です。

3

補助対象経費としては、プロジェクトの普及啓発等にかかる費用のうち、ここに例示した印刷製本費、通信運搬費、委託料、報償費ですが、これ以外であっても必要な経費であれば対象としますので、ご相談下さい。  
なお、消費税についてですが、消費税の課税事業者の方は、消費税額分は補助対象外経費ですが、市民団体のように課税事業者ではない場合や消費税の簡易課税事業者の方は、消費税額分も補助対象経費となります。



補助対象となる期間ですが、製品・役務であれば、試作品完成後から自立するまでの間になりますので、商品モニタリングや広告費用になります。活動の場合、協働者がある程度見つかри、活動を開始するころから活動の拡大期までとなりますので、イベント開催費用や広告費用など、やはり認知度を上げる活動が対象となりえます。

## 想定される対象経費

- チラシ作成、配布費用
- webサイト作成費用（ECサイト含む。）
- web、ラジオ、新聞等の広告作成掲載費用
- イベント開催費用
- 製品、役務等の試用に係る費用
- 商品モニタリング等の分析費用
- 活動等に係る諸費用（消耗品、燃料費等）
- その他の外注費

5

想定される経費としては、チラシ、webサイトの作成や、広告、イベントといった広告費用、製品などの試用にかかる費用、商品モニタリングなどの分析に係るコンサルティング費用などが考えられます。

## 備考

- 補助対象となる支出であるかは、検討段階でも気軽にお問合せ下さい。

6

最後ですが、補助対象となる支出であるかは、検討段階でも気軽にお問い合わせください。